

熊連協 個人会員の取扱い要領書

1. 目的

- 1) 本要領書は、熊連協個人会員の取扱いについて定め、会員相互の親睦といきがいをもたらし、これを目的とする。
 - ※ 個人会員とは、所属期が解散するも引き続き熊連協、県連協の諸行事への参加を希望し、所定の年会費を納入した者をいう。
 - ※ 熊連協、県連協の諸行事とは、それぞれが主催する行事をいう。

2. 届け出

- 1) 個人会員の資格を得ようとする者は、年度初めに開催される熊連協定期総会までに熊連協事務局(以下事務局という)に所定の年会費を添え、次の事項を所定用紙に記入し届出るものとする
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 電話番号(必須)、FAX番号、Eメールアドレス
 - ④ 所属していた期
 - ⑤ 現在所属しているクラブ名

3. 個人会員リストの作成と窓口

- 1) 事務局は、当該年度の個人会員リストを作成し、理事会に報告する。
- 2) 個人会員に関する窓口は、事務局とする。

4. 役員

- 1) 個人会員は、熊連協の役員にはなれない。

5. 連絡

- 1) 個人会員への熊連協および県連協の諸行事開催案内は、次のいずれかの方法で事務局がこれを行うものとする。
 - ① クラブに所属する個人会員へは、当該クラブ代表を通じて行う。
 - ② クラブに所属していない個人会員へは、直接本人に適切な方法で連絡をする。

6. 諸行事への参加

- 1) 熊連協および県連協の諸行事に参加しようとする個人会員は、所属するクラブ代表に申し出るものとする。
- 2) クラブに所属していない個人会員は、当該行事を主管する者に申し出るものとする。

7. 本要領書の改廃

- 1) 本要領書の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 2) 本要領書に定めのない事項は、理事会で定める。

【附 則】

- 1) 本要領書は、平成30年4月1日より適用する。

以上